

「岡山県建設業者等の不正行為等に対する監督処分の基準」の一部改正 概要

1 改正理由

令和5年5月26日に施行される「宅地造成等規制法の一部を改正する法律」（令和4年法律第55号）の実効性確保のため、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準」（平成14年3月28日国総建第67号）が一部改正されることに鑑み、宅地造成及び特定盛土等規制法違反を処分対象に加える等、所要の改正を行うもの。

2 改正内容

(1) 基準三の2の(4)の② iii

処分対象となる法令に宅地造成及び特定盛土等規制法違反を加える。

(2) 基準五の③

建設業法第29条の5第1項の規定による公告を行う方法として、岡山県ホームページを指定する。

3 施行日

(1) については令和5年5月26日

(2) については改正日